

平成27年度

浜松市の市税のすがた

～ 市税の状況と収入率向上の取組 ～

浜 松 市

目 次

| | |
|----------------------------|-----------|
| 浜松市の税のあらまし | 1 |
| 1 はじめに | 1 |
| 2 浜松市の税 | 2 |
| 3 平成 26 年度市税の決算状況と分析 | 3 |
| (1) 収入額の状況 | 3 |
| (2) 収入率の状況 | 6 |
| (3) 滞納繰越額の状況 | 8 |
| (4) 不納欠損処理の状況 | 10 |
| 4 平成 27 年度市税予算の概要 | 11 |
| 収入率向上・滞納額削減対策 | 12 |
| 1 収入率向上のねらい | 12 |
| 2 平成 26 年度の実績と取組 | 13 |
| 3 個別の取組 | 15 |
| (1) 浜松市税条例の改正による納期の変更 | 15 |
| (2) 民間委託による初期滞納への対応 | 16 |
| (3) 外国人の収入率の向上 | 17 |
| (4) 口座振替の推進 | 18 |
| (5) 特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理 | 19 |
| (6) 浜松納税意識啓発市民会議との協働 | 20 |
| (7) 電子申告（eLTAX）の利用促進 | 21 |
| 4 市税滞納削減アクションプランの経緯と現状 | 22 |
| 国と地方の取組 | 25 |
| 1 国と地方の税体系 | 25 |
| 2 地方の取組 | 27 |
| (1) 静岡県内の取組 | 27 |
| (2) 寄附金制度 | 28 |
| 浜松市の税の分析 | 29 |
| 1 統計からみた税の分析 | 29 |
| (1) 全国的な比較からみた浜松市の特徴 | 29 |
| (2) 経年変化からみた平成 26 年度決算の特徴 | 31 |
| (3) 浜松市の市税収入率実績表 | 34 |
| 2 市民一人当たりの分析 | 35 |
| (1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係 | 35 |
| (2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係 | 36 |

1 はじめに

地方自治体を支える財源には様々な種類があり、税はその根幹をなすものである。

本市においては、市民税（個人・法人）をはじめ 9 種類の税を課税しており、平成 26 年度市税収入は 1,313 億円と前年度を 43 億円上回り、一般会計歳入総額 2,862 億円の 46%を占めている。

税の適正な賦課に加え、収入率向上・滞納額削減は、市財政の運営はもとより税等の負担の公平性の確保にとって極めて重要な要素である。滞納を見逃すことは、多くの善良な市民に対する負担の公平性を揺るがし、市民のモラルハザードに繋がる事が危惧される。

本市では、平成 19 年度に「市税滞納削減アクションプラン（第 1 次）」、平成 22 年度に「市税滞納削減新アクションプラン（第 2 次）」を策定し、職員が一丸となって収入率向上・滞納額削減に取り組み、目標値を上回る成果を上げてきた。

平成 25 年度には、現状に留まることなく、新たな目標と取組を掲げた「第 3 次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、一層の収入率向上・滞納額削減に取り組んでいる。

収入率においては、個人市民税における特別徴収事業所指定の徹底や、滞納処分の早期着手など、これまでの取組の充実強化により、現年課税分収入率において、過去最高となった前年度の 98.97%を大きく上回る 99.13%となった。

また、平成 26 年度末の市税累積滞納額についても、対前年度比 9 億円減少し、43 億円となるなど、着実に取組の成果が現れている。

この「市税のすがた」は、市税の状況を総合的に開示するとともに、収入率向上、滞納額削減の取組を示すことで、市税の現状について理解していただく際の案内役となるものと考えている。

2 浜松市の税

市 民 税

個人市民税

市内に住所のある方等に課される税で、税金を負担する能力のある人が一定額を負担する「均等割」と、所得の額に応じて負担する「所得割」からなる。

納税者の便宜を図るため、申告・納税等は個人県民税とあわせて行われる。

法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人に課される税で、資本金等の額や市内従業者数に応じて負担する「均等割」と、所得の額により決定される法人税額（国税）に応じて負担する「法人税割」からなる。

固定資産税

市内の固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して課される税

軽自動車税

原動機付自転車、オートバイ、軽自動車等の所有者に課される税

市たばこ税

たばこの製造業者や輸入業者などが、市内の小売店にたばこを売り渡すときに課される税

事業所税

市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対して課される税で、都市環境の整備及び改善に要する費用に充てられるための目的税

都市計画税

市街化区域内の土地・家屋に対して課される税

下水道、公園緑地、道路などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられるための目的税

入 湯 税

鉱泉浴場（温泉利用施設）における入湯に対して課される税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てられるための目的税

鉱 産 税

鉱物の採掘事業を行う鉱業者に課される税

特別土地保有税

5,000 m²以上の土地の所有者または土地の取得者に課される税

※平成 15 年度以降、新たな課税は停止

3 平成 26 年度市税の決算状況と分析

(1) 収入額の状況

(単位：百万円、%)

| | | 25 決算額 | 26 最終予算 | 26 決算額 | ④=③-① 決算 増減額 | / 決算 増減率 | - 予算 増減額 |
|-------|----|---------|---------|---------|--------------------|----------------|----------------|
| 市民税 | 個人 | 45,513 | 45,893 | 46,108 | 595 | 1.31 | 215 |
| | 法人 | 11,000 | 13,660 | 13,881 | 2,881 | 26.19 | 221 |
| 固定資産税 | | 51,233 | 51,941 | 52,046 | 813 | 1.59 | 105 |
| 軽自動車税 | | 1,565 | 1,593 | 1,615 | 50 | 3.19 | 22 |
| 市たばこ税 | | 5,376 | 5,201 | 5,185 | 191 | 3.55 | 16 |
| 事業所税 | | 4,968 | 4,986 | 5,039 | 71 | 1.43 | 53 |
| 都市計画税 | | 7,202 | 7,301 | 7,310 | 108 | 1.50 | 9 |
| その他の税 | | 122 | 125 | 133 | 11 | 9.02 | 8 |
| 計 | | 126,979 | 130,700 | 131,317 | 4,338 | 3.42 | 617 |

(現年課税分、滞納繰越分を含む)

《収入額の現状》

市税収入額 1,313 億円 (H25:1,270 億円、43 億円の増)

個人市民税：461 億円

防災・減災のための臨時特例法に基づき均等割額が 500 円増額となったことや、税法改正に伴い給与収入が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額に 245 万円の上限が設けられたこと、特別徴収事業所指定の拡大による影響により 5.95 億円の増となった。

法人市民税：139 億円

製造業で 21.27 億円の増、金融保険業で 2.75 億円の増、建設業で 1.56 億円の増など多くの業態で増となり、全体で 28.81 億円の増となった。

固定資産税：520 億円

地価下落の影響により土地が 0.12 億円の減収となったものの、新增築家屋の増により家屋が 6.89 億円の増、企業の設備投資増加により償却資産が 1.64 億円増となり、全体としては 8.13 億円の増となった。

軽自動車税：16 億円

軽四輪乗用自動車の登録台数の増加により、0.50 億円の増となった。

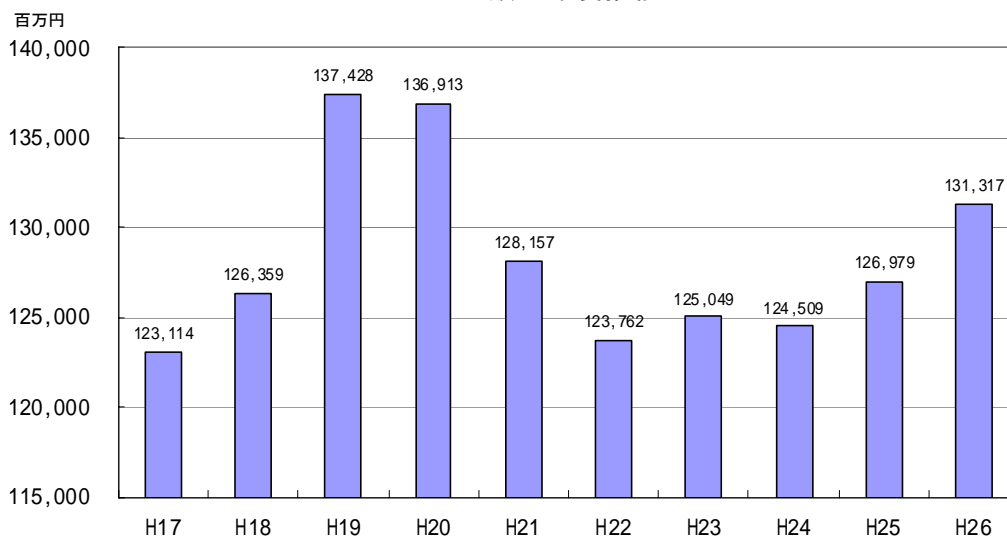
市たばこ税：52 億円

健康志向の高まりや、消費税率の引き上げに伴う値上げの影響により 1.91 億円の減となった。

都市計画税：73 億円

家屋の新增築の増により、1.08 億円の増となった。

収入額の年度推移



《収入額の指定都市比較》

(◇=類似都市)

| 市名 | 市税収入額 (百万円) | 順位 | 市民一人当たり (円) | 順位 |
|------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
| 横浜市 | 719,972 | 1 | 193,949 | 4 |
| 大阪市 | 659,256 | 2 | 245,057 | 1 |
| 名古屋市 | 503,508 | 3 | 221,370 | 2 |
| 川崎市 | 296,559 | 4 | 202,230 | 3 |
| 札幌市 | 286,778 | 5 | 147,645 | 19 |
| 福岡市 | 282,136 | 6 | 185,185 | 5 |
| 神戸市 | 275,006 | 7 | 179,320 | 9 |
| 京都市 | 252,119 | 8 | 171,978 | 11 |
| さいたま市 | 225,182 | 9 (1) | 179,400 | 8 (2) |
| 広島市 | 204,133 | 10 | 172,205 | 10 |
| 仙台市 | 182,135 | 11 | 170,102 | 12 |
| 千葉市 | 174,983 | 12 | 180,989 | 7 |
| 北九州市 | 157,555 | 13 | 164,532 | 14 |
| 堺市 | 132,747 | 14 (2) | 158,280 | 15 (4) |
| 浜松市 | 131,317 | 15 (3) | 166,328 | 13 (3) |
| 静岡市 | 127,734 | 16 (4) | 181,457 | 6 (1) |
| 新潟市 | 120,964 | 17 (5) | 150,293 | 18 (7) |
| 岡山市 | 112,935 | 18 (6) | 158,006 | 16 (5) |
| 相模原市 | 111,841 | 19 (7) | 154,791 | 17 (6) |
| 熊本市 | 98,325 | 20 (8) | 133,049 | 20 (8) |
| 指定都市平均 | 252,759 | | 175,808 | |
| 類似都市平均 | 132,631 | | 160,200 | |

※各市の金額は速報値で決算認定前の数値

※ () の順位は類似都市内の順位

類似都市 (◇) とは、市町村合併支援プランにより平成 13 年以降に合併を行い、政令指定都市に移行した自治体をいう。

さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市が該当する。

(政令指定都市 (以下、「指定都市」) 比較)

市税収入額 15 位 (H25:15 位)、一人当たり市税収入額 13 位 (H25:14 位)

(類似都市比較)

市税収入額 3 位 (H25:3 位)、一人当たり市税収入額 3 位 (H25:3 位)

- ・本市の市税収入額 1,313 億 17 百万円は、前年度と同様指定都市 20 市中 15 位で、指定都市の平均収入額 2,527 億 59 百万円の約半分
- ・市民一人当たり市税 166,328 円は、前年度から 1 位上昇し指定都市中 13 位で、指定都市平均を 9,480 円下回る。

(2) 収入率の状況

【平成 26 年度収入率】

(単位:百万円、%)

| | | H26 調定額 | H26 収入額 | / H26 収入率 | H25 収入率 | ②/①－③ 増減(ポイント) |
|--------|----|---------|---------|--------------|---------|-------------------|
| 市民税 | 個人 | 45,888 | 45,233 | 98.57 | 98.33 | 0.24 |
| | 法人 | 13,882 | 13,849 | 99.76 | 99.64 | 0.12 |
| 固定資産税 | | 51,896 | 51,536 | 99.31 | 99.20 | 0.11 |
| 軽自動車税 | | 1,618 | 1,591 | 98.32 | 98.09 | 0.23 |
| 市たばこ税 | | 5,185 | 5,185 | 100.00 | 100.00 | 0.00 |
| 事業所税 | | 5,017 | 5,011 | 99.87 | 99.76 | 0.11 |
| 都市計画税 | | 7,289 | 7,239 | 99.31 | 99.20 | 0.11 |
| その他の税 | | 129 | 128 | 99.38 | 97.85 | 1.53 |
| 現年課税分計 | | 130,904 | 129,772 | 99.13 | 98.97 | 0.16 |
| 滞納繰越分 | | 5,228 | 1,545 | 29.56 | 25.63 | 3.93 |
| 合 計 | | 136,132 | 131,317 | 96.46 | 95.67 | 0.79 |

※収入率は千円単位で計算

《収入率の現状》

現年課税分収入率 99.13% (H25:98.97%、0.16ポイント増)

市税全体収入率：96.46%

収入率向上対策の推進によるほか、高い収入率の法人市民税が好調であったことや、企業の設備投資の増などの影響もあり、現年課税分・滞納繰越分を合わせた全体の収入率は、前年度より0.79ポイント増の96.46%となった。

現年課税分収入率：99.13%

納期変更（納期限：5日→前月末日）の効果や、民間委託を活用した催告、滞納整理の早期着手の強化により、前年度より0.16ポイント増の99.13%となった。

滞納繰越分収入率：29.56%

早期滞納整理の徹底による、前年度からの滞納繰越額の圧縮や、差押えを中心とした滞納整理の徹底により、前年度より3.93ポイント増の29.56%となった。

《収入率の指定都市比較》

(◇=類似都市)

| 市名 | 全体分 (%) | 順位 | 現年課税分 (%) | 順位 | 滞納繰越分 (%) | 順位 |
|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 名古屋市 | 99.08 | 1 | 99.62 | 1 | 42.56 | 2 |
| 横浜市 | 98.70 | 2 | 99.40 | 2 | 44.54 | 1 |
| 京都市 | 97.94 | 3 | 99.30 | 3 | 34.78 | 6 |
| 川崎市 | 97.65 | 4 | 99.12 | 12 | 35.50 | 5 |
| 福岡市 | 97.61 | 5 | 99.27 | 4 | 32.46 | 9 |
| 北九州市 | 97.44 | 6 | 99.19 | 6 | 34.38 | 7 |
| 札幌市 | 97.31 | 7 | 99.08 | 13 | 36.61 | 4 |
| 神戸市 | 97.26 | 8 | 99.14 | 10 | 32.96 | 8 |
| 大阪市 | 97.19 | 9 | 99.26 | 5 | 22.12 | 19 |
| 広島市 | 97.01 | 10 | 99.15 | 8 | 23.43 | 18 |
| 仙台市 | 96.97 | 11 | 99.00 | 14 | 37.26 | 3 |
| ◇静岡市 | 96.69 | 12 (1) | 99.16 | 7 (1) | 28.91 | 12 (3) |
| ◇ 浜松市 | 96.46 | 13 (2) | 99.13 | 11 (3) | 29.56 | 11 (2) |
| ◇新潟市 | 96.36 | 14 (3) | 99.14 | 9 (2) | 26.10 | 16 (6) |
| ◇堺市 | 96.03 | 15 (4) | 98.91 | 16 (4) | 31.53 | 10 (1) |
| ◇さいたま市 | 95.88 | 16 (5) | 98.88 | 17 (5) | 28.38 | 14 (4) |
| 千葉市 | 95.67 | 17 | 98.95 | 15 | 28.86 | 13 |
| ◇相模原市 | 95.38 | 18 (6) | 98.68 | 20 (8) | 27.92 | 15 (5) |
| ◇岡山市 | 95.09 | 19 (7) | 98.75 | 18 (6) | 20.97 | 20 (8) |
| ◇熊本市 | 94.91 | 20 (8) | 98.71 | 19 (7) | 24.99 | 17 (7) |
| 指定都市平均 | 96.83 | | 99.09 | | 31.19 | |
| 類似都市平均 | 95.85 | | 98.92 | | 27.30 | |

※各市の収入率は速報値で決算認定前の数値（同率の場合は小数点第三位で順位付）
 ※（ ）内の順位は類似都市内の順位

(政令市比較)

全体収入率 13位 (H25:14位)

現年課税分収入率 11位 (H25:12位)、滞納繰越分収入率 11位 (H25:17位)

(類似都市比較)

全体収入率 2位 (H25:3位)

現年課税分収入率 3位 (H25:3位)、滞納繰越分収入率 2位 (H25:7位)

- ・収入率は、横浜市、名古屋市、京都市など旧5大市が高く、類似都市が低い傾向にある。
- ・現年課税分収入率については、前年度より1位上昇し、初めて指定都市平均を上回った。
- ・全体分及び滞納繰越分収入率は、政令市平均を下回ったが、全体分(+1位)、滞納繰越分(+6位)ともに、前年度から順位を上げた。
- ・類似都市比較では、全体分、現年課税分、滞納繰越分の全てで平均収入率を上回っている。
- ・前年度収入率からの増減は、全体分+0.79ポイント(指定都市中3位)、現年課税分+0.16ポイント(指定都市中5位)、滞納繰越分+3.93ポイント(指定都市中2位)と高い伸びとなっている。

(3) 滞納繰越額の状況

(単位:百万円、%)

| | H26 | H25 | H26-H25 |
|-------------------------|-------|-------|---------|
| ① 前年度末の滞納繰越額 | 5,263 | 5,999 | 736 |
| ② ①のうち、収入額 | 1,545 | 1,527 | 18 |
| ③ 不納欠損額 | 473 | 475 | 2 |
| ④ 調整額(調定減) | 34 | 39 | 5 |
| ⑤ 新規滞納額 | 1,137 | 1,305 | 168 |
| ⑥ 年度末滞納繰越額 ①-②-③+④+⑤ | 4,348 | 5,263 | 915 |
| ⑦ 滞納繰越額の増減 ⑥-① | 915 | 736 | 179 |
| ⑧ 滞納繰越分収入率 | 29.56 | 25.63 | 3.93 |

調定額に対する滞納繰越額の割合

(単位:百万円、%)

| 区 分 | H26 | | H25 | |
|------------------|---------|------|---------|------|
| | 税額 | 割合 | 税額 | 割合 |
| 調定額(現年課税分+滞納繰越額) | 136,132 | — | 132,721 | — |
| うち滞納繰越分調定額 | 5,228 | 3.84 | 5,959 | 4.49 |
| 年度末滞納繰越額 | 4,348 | 3.19 | 5,263 | 3.97 |

滞納繰越額税目別内訳及び人数

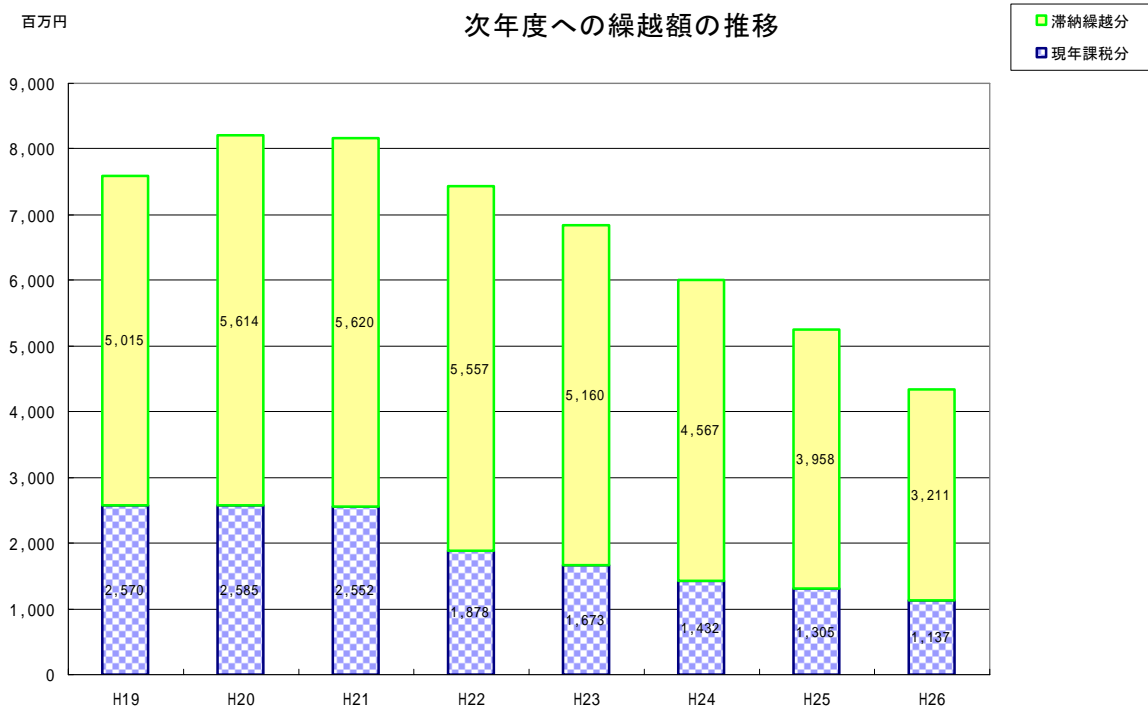
(単位:百万円、人)

| 税 目 | H26 | H25 | H26-H25 | |
|-------|--------|--------|---------|-----|
| 市民税 | 個人 | 2,635 | 3,210 | 575 |
| | 法人 | 115 | 134 | 19 |
| 固定資産税 | 1,299 | 1,539 | 240 | |
| 軽自動車税 | 100 | 109 | 9 | |
| 事業所税 | 15 | 48 | 33 | |
| 都市計画税 | 183 | 218 | 35 | |
| その他の税 | 1 | 5 | 4 | |
| 合 計 | 4,348 | 5,263 | 915 | |
| 実人数 | 34,227 | 38,941 | 4,714 | |

《滞納繰越額の現状》

平成 26 年度末滞納繰越額 43 億円 (H25:53 億円、9.2 億円の減)

- ・ 早期滞納整理の着手により、新規滞納繰越額が前年度と比べて 1.68 億円減の 11.37 億円
- ・ 滞納繰越分の収入額は、対前年度比 0.18 億円増の 15.45 億円
- ・ 税目別では個人市民税が 5.75 億円減、固定資産税が 2.40 億円減で、全体では 9.15 億円の減
- ・ 滞納繰越の人数は、34,227 人と前年度と比べて 4,714 人の減



《滞納繰越額の指定都市比較》

| 市名 | 年度末滞納繰越額 (百万円) | 調定額に対する 割合 (%) |
|------------|-------------------|-------------------|
| 名古屋市 | 3,826 | 0.75 |
| 横浜市 | 8,141 | 1.12 |
| 京都市 | 4,789 | 1.86 |
| 福岡市 | 5,831 | 2.02 |
| 川崎市 | 6,143 | 2.02 |
| 北九州市 | 3,680 | 2.28 |
| 札幌市 | 7,050 | 2.39 |
| 神戸市 | 6,765 | 2.39 |
| 大阪市 | 16,293 | 2.40 |
| 仙台市 | 5,019 | 2.67 |
| 静岡市 | 3,607 | 2.73 |
| 広島市 | 5,919 | 2.81 |
| 浜松市 | 4,348 | 3.19 |
| 新潟市 | 4,342 | 3.46 |
| 堺市 | 5,029 | 3.64 |
| さいたま市 | 8,814 | 3.83 |
| 千葉市 | 7,352 | 4.02 |
| 相模原市 | 4,905 | 4.18 |
| 岡山市 | 5,380 | 4.53 |
| 熊本市 | 4,749 | 4.58 |
| 指定都市平均 | 6,099 | 2.84 |

年度末滞納繰越額の市税調定額に対する割合は指定都市平均より高い

- ・ 現年課税分と滞納繰越分を合わせた市税全体の調定額に対する年度末滞納繰越額の割合 3.19% (H25:3.97%) は指定都市平均 2.84% と比べて 0.35ポイント高い。
- ・ 全ての都市において、滞納繰越額、調定額に対する割合ともに前年度より減少しており、どの都市でも、徴収対策に重点を置いていることがうかがえる。

※ 各市の金額は速報値で決算認定前の数値

(4) 不納欠損処理の状況

(単位：件、千円)

| 区分 | H26 | | H25 | | H26-H25 | |
|----------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|
| | 件数(件) | 税額(千円) | 件数(件) | 税額(千円) | 件数(件) | 税額(千円) |
| 消滅時効 | 19,712 | 249,742 | 22,211 | 274,172 | 2,499 | 24,430 |
| 執行停止3年継続 | 1,939 | 48,386 | 2,148 | 29,363 | 209 | 19,023 |
| 即時欠損処理 | 6,801 | 179,825 | 5,420 | 181,804 | 1,381 | 1,979 |
| 計 | 28,452 | 477,953 | 29,779 | 485,339 | 1,327 | 7,386 |

不納欠損処理……歳入徴収額を調定したものの、何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込が立たないため、地方公共団体において、その歳入を消滅させること。

- ・ **消滅時効**……徴収権を5年間行使しないことにより、時効により消滅したもの。
(執行停止期間中に時効により先に消滅したものを含む。)

地方税法第18条

- ・ **執行停止3年継続**……滞納処分の実行停止をした場合において、その停止が3年間継続したことにより消滅したもの。

地方税法第15条の7第4項

- ・ **即時欠損処理**……滞納処分の実行停止をした場合において、直ちに消滅させるもの。

地方税法第15条の7第5項

《不納欠損処理の現状》

平成26年度の不納欠損 4.8億円 (H25:4.9億円、0.1億円の減)

- ・ 早期の滞納整理の推進により、消滅時効による不納欠損は、前年度と比べ2,499件、0.24億円の減となった。
- ・ 現年課税分と滞納繰越分を合わせた市税全体の調定額に対する不納欠損額の割合は、前年度と比べて0.02ポイント減少し、0.35%となった。

4 平成 27 年度市税予算の概要

(単位：千円、%)

| 税 目 | | 平成 27 年度 当初予算 | 平成 26 年度 最終予算 | = - 比較増減 | / 伸び率 | 構成比 |
|---------|----|------------------|------------------|-------------|----------|--------|
| 市民税 | 個人 | 45,585,000 | 45,892,600 | 307,600 | 0.67 | 35.61 |
| | 法人 | 11,732,000 | 13,660,400 | 1,928,400 | 14.12 | 9.17 |
| 固定資産税 | | 51,736,000 | 51,941,000 | 205,000 | 0.39 | 40.42 |
| 軽自動車税 | | 1,644,598 | 1,593,498 | 51,100 | 3.21 | 1.29 |
| 市たばこ税 | | 5,072,880 | 5,200,980 | 128,100 | 2.46 | 3.96 |
| 鉱産税 | | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 |
| 特別土地保有税 | | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 入湯税 | | 121,000 | 124,500 | 3,500 | 2.81 | 0.09 |
| 事業所税 | | 4,925,500 | 4,986,000 | 60,500 | 1.21 | 3.85 |
| 都市計画税 | | 7,183,000 | 7,301,000 | 118,000 | 1.62 | 5.61 |
| 計 | | 128,000,000 | 130,700,000 | 2,700,000 | 2.07 | 100.00 |

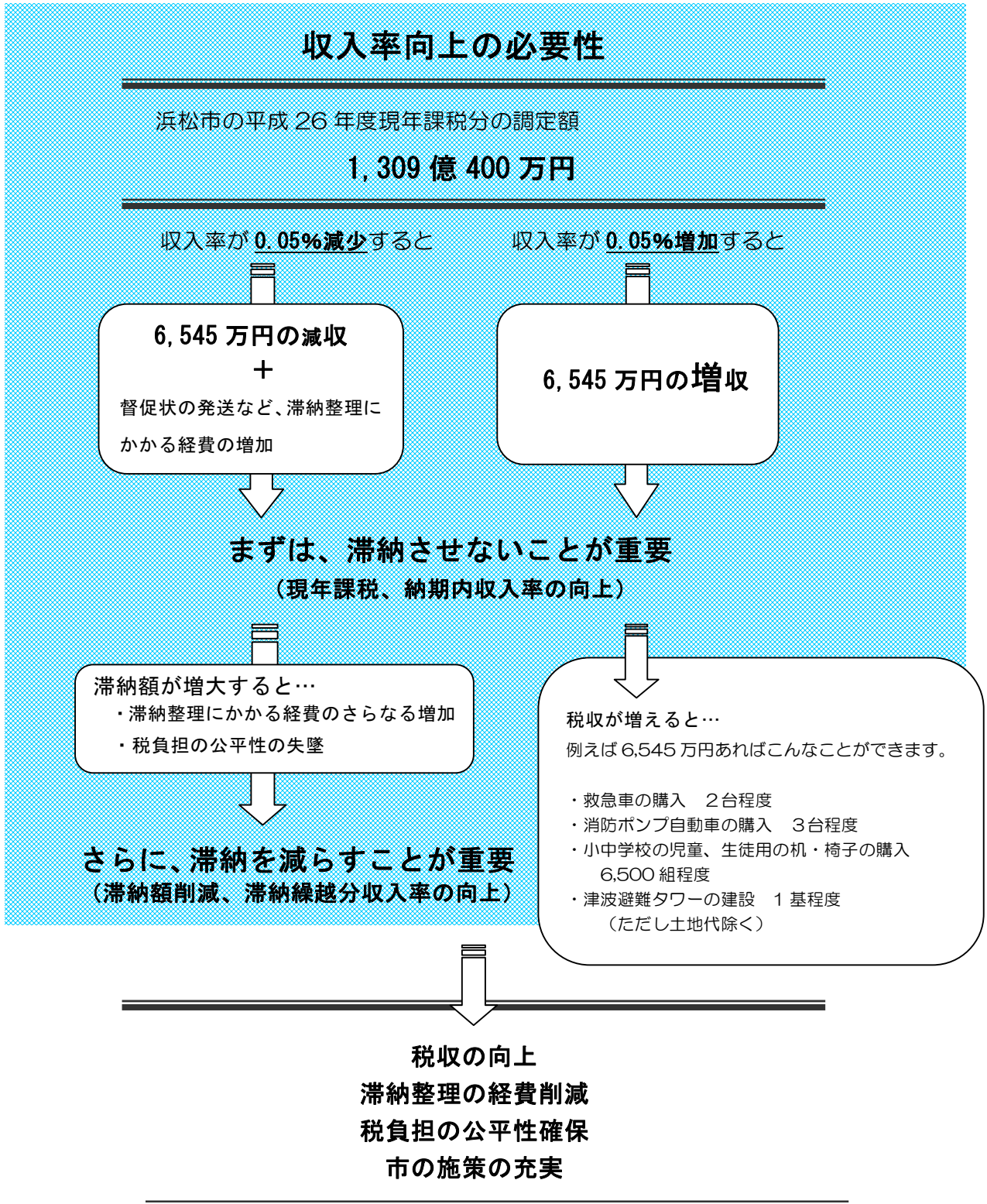
(現年度課税分+滞納繰越分)

H27 市税予算総額 1,280 億円 (H26 最終:1,307 億円、27 億円の減)

- ・個人市民税は、給与所得者の減を見込んで 3.08 億円の減
- ・法人市民税は、税法改正による法人税割の税率引下げ及び法人税(国税)の税率引下げなどにより 19.28 億円の減
- ・固定資産税は、評価替による既存家屋の減価を見込んで 2.05 億円の減
- ・固定資産税及び個人市民税で市税全体の約 76%を占めている。

1 収入率向上のねらい

市税の収入率向上・滞納額削減は、市財政の運営はもとより税等の負担の公平性確保にとって極めて重要な要素である。浜松市では平成 25 年度に「第 3 次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、一層の収入率向上・滞納額削減に取り組んでいる。



2 平成 26 年度の実績と取組

①平成 26 年度の目標達成状況

現年課税分収入率：過去最高となる 99.13% を達成

平成 26 年度においては、第 3 次市税滞納削減アクションプランにより定めた取組の充実強化により現年課税分収入率が 99.13% となるなど、目標値を大きく上回る形で達成した。

| 項目 | H25 | | H26 | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 |
| 現年課税分収入率 | 98.95% | 98.97% | 99.00% | 99.13% |
| 外国人収入率の向上 1 | 64.50% | 68.19% | 66.00% | 69.33% |
| 口座振替利用率 | 54.90% | 54.87% | 55.00% | 55.13% |
| 特別徴収率 2 | 83.00% | 83.52% | 83.50% | 84.70% |
| 滞納繰越分収入率 | 25.50% | 25.63% | 27.00% | 29.56% |
| 差押件数 | 4,800 件 | 5,514 件 | 4,900 件 | 7,662 件 |
| 累積滞納額 | 56 億円未満 | 52.6 億円 | 53 億円未満 | 43.5 億円 |

※1 対象税目：個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

※2 特別徴収率：給与所得者数のうち特別徴収による納税者の割合

②収入率向上の取組 ○現年課税分収入率の向上

▶ 納期の変更 …（詳細 15 頁）

- ・個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納期変更（納期限：5 日→前月末日）による納期内収入率の向上

▶ 現年課税分徴収対策の企画と進捗管理

- ・徴収業務の年間・月間スケジュールに基づく担当者別の目標額の明確化と、達成率の進捗管理の徹底

▶ 現年課税分早期滞納処分の実施

- ・現年課税分（市・県民税、固定資産税）1 期のみの滞納であっても、早期滞納処分を実施

▶ 民間委託業務の効率化 …（詳細 16 頁）

- ・収納対策課と委託先である民間催告業者との、一層の業務連携の合理化、拡充による業務効率化と業績の向上
- ・滞納者への早期の対応は、電話催告を主体とし、適時に訪問催告を行うなど、費用対効果が高い催告を実施

- ▶ **外国人の収入率の向上** … (詳細 17 頁)
 - ・納税に対する広報の積極的な実施
 - ・滞納者に対して財産・収入状況等の調査の徹底と差押等の法的処分による徴収対策の強化
 - ・納税相談の充実により、滞納者の状況把握に基づいた滞納処分の停止等による滞納額削減
- ▶ **口座振替の推進** … (詳細 18 頁)
 - ・平成 25 年度からの継続取組である納税通知書へ口座振替申込用の返信用封筒を同封する
利便性向上策による、より一層の口座振替加入者の増
- ▶ **特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理** … (詳細 19 頁)
 - ・静岡県下一斉の特別徴収事業所への指定取組（平成 24 年度）と連携し、受給者総人員
3 人以上の事業所に対する特別徴収事業所の指定
 - ・新たに指定した事業所への啓発の継続と、納入遅れに対する早期対応の実施
- ▶ **納税意識高揚施策の展開**
 - ▶ ・浜松納税意識啓発市民会議と連携した納税意識の啓発 … (詳細 20 頁)
 - ・「浜松市の市税のすがた」の作成、公表による納税意識の啓発

③収入率向上の取組 ○滞納繰越分収入率の向上

- ▶ **差押えを中心とした滞納整理の徹底**
 - ・来庁要請、法的処分に基づく滞納整理の更なる徹底
 - ・財産調査、配当計算書作成事務の一層の合理化による、差押え中心の滞納整理の徹底
- ▶ **累積滞納額の削減**
 - ・徴収担当のグループ目標や個人目標の明確化による、進捗管理、効果的な滞納整理の推進
 - ・搜索、公売の実施による回収困難債権の処理の推進
 - ・長期滞納案件について、徹底した調査に基づき、早期に債権処理の方針を決定
 - ・小額案件について、合理的な財産調査の徹底による滞納整理の推進
 - ・現年課税分について、1 期でも滞納している者に対する早期滞納処分の実施による新規滞納繰越の増加抑止
 - ・静岡地方税滞納整理機構への徴収困難案件移管による広域的な滞納整理の推進

④平成 27 年度の取組

現行の取組を徹底し、引き続きの収入率向上、滞納額削減を図る

平成 27 年度は、法人市民税の税率引き下げや固定資産税の地価下落の影響など、厳しい状況が見込まれる中、現アクションプランの目標値にとらわれることなく、大きな成果を上げている現行の取組を徹底し、引き続きの収入率向上・滞納額削減を図っていく。

同時に、第 3 次アクションプランの最終年度として、これまでの取組を振り返り、分析や検証を行うとともに、平成 28 年度からの新たな目標の策定を進める。

3 個別の取組

(1) 浜松市税条例の改正による納期の変更

①内容

納期内収入率の向上を目的として、浜松市税条例を一部改正し、個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納期変更を行った。

| 税 目 | 期 別 | 改正 | 改正前 |
|-----------------|-----|--------------|--------------|
| 個人市民税 (普通徴収) | 第1期 | 6月11日～同月30日 | 6月16日～7月5日 |
| | 第2期 | 8月11日～同月31日 | 8月16日～9月5日 |
| | 第3期 | 10月11日～同月31日 | 10月16日～11月5日 |
| | 第4期 | 1月11日～同月31日 | 1月16日～2月5日 |
| 固定資産税 都市計画税 | 第1期 | 4月11日～同月30日 | 4月16日～5月5日 |
| | 第2期 | 7月11日～同月31日 | 7月16日～8月5日 |
| | 第3期 | 9月11日～同月30日 | 9月16日～10月5日 |
| | 第4期 | 11月11日～同月30日 | 11月16日～12月5日 |
| 軽自動車税 | 全 期 | 5月11日～同月31日 | 5月16日～6月5日 |

※納期限（納期の最終日）が休日に当たる場合は、その翌日が納期限となる。

②経緯

浜松市においては、個人市民税等の納期限を5日としていたが、近年、口座振替や、クレジット払いの普及とともに、その他の料金等の引き落としにより、振替日に残高不足が生じ、市税の口座振替ができなくなるなどの問題が発生していた。

こうした問題を解決し、更なる納期内収入率の向上を図るため、浜松市税条例の一部改正を行い、各月5日であった納期限を前月の末日とする納期変更を行った。

③効果

口座振替やコンビニ納付を導入している全ての税目において、納期内収入率が上昇し、収入率向上の大きな要因となった。

(単位：%)

| 税 目 | 納付方法等 | 納期内収入率 | | 増減 (ポイント) |
|-----------------|--------|--------|-------|--------------|
| | | H26 | H25 | |
| 個人市民税 (普通徴収) | 口座振替 | 95.62 | 94.32 | 1.30 |
| | コンビニ納付 | 19.39 | 18.53 | 0.86 |
| | 全体 | 81.78 | 80.62 | 1.16 |
| 固定資産税 都市計画税 | 口座振替 | 97.48 | 96.94 | 0.54 |
| | コンビニ納付 | 8.77 | 8.06 | 0.71 |
| | 全体 | 92.71 | 83.06 | 9.65 |
| 軽自動車税 | 口座振替 | 97.57 | 97.01 | 0.56 |
| | コンビニ納付 | 54.56 | 52.60 | 1.96 |
| | 全体 | 84.91 | 83.22 | 1.69 |

(2) 民間委託による初期滞納への対応

①内容

滞納整理は、滞納早期からの催告、累積防止の勧告が中・長期的な収入率向上につながるため、初期対応が肝要である。そのため、対象者の多い現年課税分のみ滞納者に対する電話催告、訪問催告を民間委託することで、早期かつ綿密な納付催告を実施し、効率的な徴収体制を維持し、現年課税分収入率の向上を図る。

②業務内容

➤ 電話催告業務

納期限経過後約 30 日を経過する市税滞納者に対し、電話による納税指導

➤ 訪問催告業務

納期限経過後約 30 日を経過する市税滞納者に対し、電話番号の把握ができない場合、滞納者宅を訪問し納税指導

➤ 民間委託区分

| | | 年度区分 | 4月 | 6月 | 7月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 | 4月 |
|----|-------|------|--------|----|----|----|-----|-----|----|----|
| 市税 | 前年度分 | | 5月まで実施 | | | | | | | |
| | 現年課税分 | | 6月から実施 | | | | | | | |

③平成 26 年度の実績

➤ 催告対象者に対する催告の状況(会話率)

| 区分 | 対象人員 | 会話人員 | 会話率 |
|------|----------|----------|--------|
| 電話催告 | 59,306 人 | 32,822 人 | 55.34% |
| 訪問催告 | 11,720 人 | 6,099 人 | 52.04% |

※重複し対象となることがある。

➤ 委託した未納額に対する納付の状況

| 年度区分 | 対象年度(切替時期) | 対象金額(千円) | | 納付金額(千円) (年度末時点) | |
|------|-----------------------|-----------|-----------|---------------------|-----------|
| | | | | | |
| H25 | 平成 24 年度課税分(～H25/7 月) | 273,070 | 2,661,122 | 98,421 | 2,046,043 |
| | 平成 25 年度課税分(H25/6 月～) | 2,388,052 | | 1,947,622 | |
| H26 | 平成 25 年度課税分(～H26/5 月) | 294,480 | 2,387,475 | 89,029 | 1,811,690 |
| | 平成 26 年度課税分(H26/6 月～) | 2,092,995 | | 1,722,661 | |

※納付額には自主納付分が含まれる。

※H26 年度より切替時期を変更した。

(3) 外国人の収入率の向上

①現状

- ▶ 現在、浜松市内には外国人約 2 万 1 千人が居住し、市内の総人口 81 万 1 千人のうち 2.6%を占めている。
- ▶ 最盛期の 3 万 3 千人余から 1 万 2 千人減少となっているが、リーマンショックとその後の景気低迷による日本の経済・雇用情勢の悪化と、ブラジルやアジア諸国の経済成長により、母国帰国の機運が高まったことが原因と考えられる。
- ▶ 外国人の滞納の問題は、滞納を残したままで帰国してしまうことである。帰国と一時帰国との判定は、既存の住民登録情報からは困難なため、滞納整理の初期段階から支障となることが多い。
- ▶ 平成 26 年度決算時の滞納繰越額 43.48 億円のうち、外国人分は 4.23 億円であり、9.7%と人口比率を上回る高い比率となっている。

②平成 26 年度の実績

| 区 分 | | H26 | H25 |
|------------|-------|-----------|-----------|
| 人口 ※1 | 浜松市全体 | 810,642 人 | 812,888 人 |
| | 外国人 | 20,972 人 | 21,488 人 |
| 現年度分収入率 ※2 | | 69.33% | 68.19% |
| 滞納繰越額 | | 423 百万円 | 544 百万円 |

※1 人口は各年 10 月 1 日現在

※2 対象税目は個人市民税（特別徴収分を除く）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

③今後の取組

- ▶ 外国人学校での租税教室や、多言語に対応したパンフレット作成などにより納税意識の啓発、広報活動を行っていく。
- ▶ 担税力がある場合は、財産調査を徹底し差押処分を積極的に実施していき、担税力が減少した場合は、徴収の猶予措置等を法律に従い進めていく。
- ▶ 担税力を喪失し、換価可能財産も無い場合は、滞納処分の停止等を迅速に行う。
- ▶ 外国人滞納者の 3 割に及ぶ帰国や転出者について、徹底した調査により、実態を正確に把握し、徴収不可能な滞納者については、執行停止等の整理を迅速に進める。

(4) 口座振替の推進

口座振替による納期内収入率は、97.24%と非常に高く、口座振替の推進は収入率の向上に大きく貢献している。

①平成 26 年度までの取組状況

- ▶ 安全・確実な口座振替制度を推進してきたことにより、指定都市の中で上位の口座振替利用率を維持している。
- ▶ 平成 24 年度から、ホームページ上でダウンロードできる口座振替申込書を導入し、申込者の利便性の向上を図った。
- ▶ 平成 25 年度から、当初納税通知書（個人市県民税、固定資産税・都市計画税）に、口座振替依頼書に加え、返信用封筒を同封し、申込者の利便性向上による口座振替の拡大を図った。

平成 26 年度の実績

(単位：%)

| 税目 | 区分 | H26 | H25 | 増減 (ポイント) |
|-----------------|--------|-------|-------|--------------|
| 個人市民税 (普通徴収) | 利用率 | 43.98 | 43.44 | 0.54 |
| | 納期内収入率 | 95.62 | 94.32 | 1.30 |
| 固定資産税・ 都市計画税 | 利用率 | 66.20 | 65.97 | 0.23 |
| | 納期内収入率 | 97.48 | 96.94 | 0.54 |
| 軽自動車税 | 利用率 | 23.94 | 24.35 | 0.41 |
| | 納期内収入率 | 97.57 | 97.01 | 0.56 |
| 全 体 | 利用率 | 55.13 | 54.87 | 0.26 |
| | 納期内収入率 | 97.24 | 96.59 | 0.65 |

※ 利用率：件数ベース、納期内収入率：税額ベース

- ▶ 軽自動車税などコンビニ納付の普及により、利用率が減少した税目もあるが、全体の口座振替利用率は前年度と比べ 0.26 ポイント増の 55.13%となった。
- ▶ 納期変更の影響により、口座振替を導入している全ての税目において、納期内収入率が上昇した。

③今後の取組

- ▶ 継続して実施する口座振替推進対策
 - ・金融機関、公共機関へのリーフレット配布
 - ・宣伝用ポケットティッシュなどの作成、配布
 - ・宣伝ポスターの作成、掲示（遠州鉄道駅構内、公共機関など）
 - ・バス、電車車内電光表示広告
 - ・市役所庁舎壁面懸垂幕掲示
 - ・市役所庁内モニター掲載

(5) 特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理

① 「特別徴収」の法的位置付け

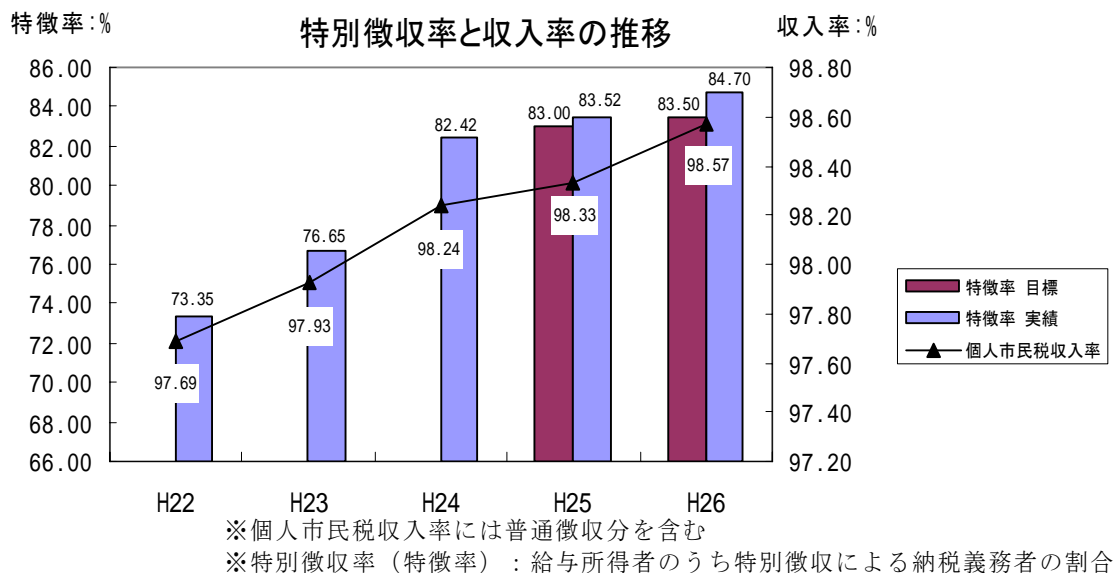
地方税法において、「市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり・・・(個人住民税を)・・・特別徴収の方法によって徴収するものとする。」と規定され、事業所への特別徴収（給与からの引き去り）が義務付けられている。

② 特別徴収と普通徴収の収入率の比較

特別徴収は普通徴収に比べ収入率が 5.63 ポイント高く、収入率の向上を図る点からも特別徴収事業所の指定を徹底していく必要がある。

《 収入率の比較 》平成 26 年度

特別徴収 (99.76%) ←→ 普通徴収 (94.13%)



③ 平成 26 年度の実績

- 受給者総人員 3 人以上の事業所を対象に指定の徹底（平成 26 年度：21,052 社）
 - 平成 20 年度の在職者 100 人以上の事業所を対象とした指定拡大から順次範囲を拡大（H20:15,829 社）
- 平成 26 年度の指定予定事業所を対象とした説明会の実施
- 浜松市への入札参加資格及び補助金の申請時における、特別徴収の義務付け条件の強化
- 民間委託事業者による、新規指定事業所への通知書の到達確認と事務内容説明の実施
- 文書による勧奨活動
- 特別徴収拡大用チラシの配布、ポスターの掲示
- 青色申告会、税理士会、商工会等への取組内容の説明

④ 今後の取組

現在未指定となっている事業所を対象として、指定の徹底を図るとともに、特別徴収指定初年度は、収納担当課と連携しながら納入等の指導を徹底していく。

(6) 浜松納税意識啓発市民会議との協働

① 設立趣旨

平成19年11月29日に、活力ある浜松を推進し、未来を支える市税の安定的確保を図るため、「自らの地域は自ら支える」気概をもって、市内の商工業関係団体、税に関する団体、報道関係団体が連携して、納税の重要性を内外に訴え、円滑な納税に協力する組織として、浜松納税意識啓発市民会議を設立した。

② 平成26年度の実績

- ▶ 市民の納税意識の高揚を図るため、遠鉄バス前部に広告を掲出
- ▶ 外国人の納税意識の高揚を図るため、2種類のポスターを作成し、遠鉄電車10駅や遠鉄バス（フロントワイドライン）に掲出
- ▶ ザザシティと遠鉄百貨店のオーロラビジョンで「税金ってなあに？篇」のCMを放送
- ▶ 個人住民税の均等割額引上げの周知を図るため、遠鉄電車・バス車内での文字放送を実施

③ 今後の取組

- ▶ 広告宣伝事業
 - ・オーロラビジョン、公共交通機関を利用した広報
 - ・啓発ポスター・グッズの作成、掲示・配布
 - ・新聞、情報誌を活用した納税意識の啓発
 - ・マスメディアによる情報発信
- ▶ 外国人に対する啓発事業
 - ・啓発ポスター作成、掲示
 - ・各種団体による情報発信



納税意識啓発ポスター

(7) 電子申告 (eLTAX) の利用促進

①開始時期

- 利用届出受付開始 平成 20 年 12 月 13 日
- 電子申告 (eLTAX) 受付開始 平成 21 年 1 月 13 日

②平成 26 年度の実績

- 電子申告 (eLTAX) の状況 (単位：社)

| 区分 | 個人市民税 (給与支払報告書) | 法人市民税 | 固定資産税 (償却資産) | 事業所税 |
|-----------|--------------------|--------|-----------------|-------|
| 申告事業所総数 | 33,465 | 29,065 | 15,467 | 2,054 |
| 電子申告事業所数 | 14,867 | 17,999 | 3,687 | 201 |
| 電子申告率 (%) | 44.43 | 61.93 | 23.84 | 9.79 |

法人市民税と事業所税は、平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの申告数から算出
個人市民税と固定資産税は、平成 26 年 1 月から 12 月までの申告数から算出

- 電子申告 (eLTAX) の推移 (単位：社)

| | 個人市民税 (給与支払報告書) | 法人市民税 | 固定資産税 (償却資産) | 事業所税 |
|-----|--------------------|----------------|-----------------|------------|
| H25 | 12,895 (39.09) | 16,826 (58.72) | 3,292 (20.56) | 175 (8.24) |
| H26 | 14,867 (44.43) | 17,999 (61.93) | 3,687 (23.84) | 201 (9.79) |

※ () 内は電子申告率 単位：%

③分析

- 個人市民税 (給与支払報告書) の申告率は 44.43%、前年度比 5.34 ポイント増
- 法人市民税の申告率は 61.93%、前年度比 3.21 ポイント増
- 固定資産税 (償却資産) の申告率は 23.84%、前年度比 3.28 ポイント増
- 事業所税の申告率は 9.79%、前年度比 1.55 ポイント増
- 浜松納税意識啓発市民会議の会員である税理士会の協力もあり、市内の税理士等に積極的に活用されている。
- 電子申告事業所の増は、課税コストの削減に効果がある。今後も継続して電子申告の利用を促進していく。

④今後の取組

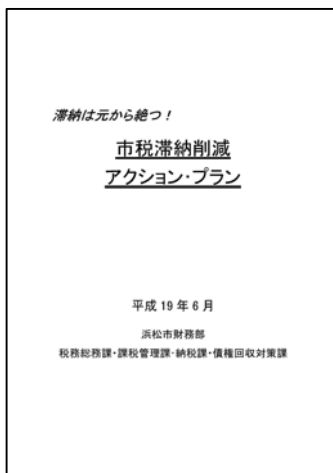
- 特別徴収事業所指定の取組に合わせ、電子申告の利用を促進していく。
- ポスター、チラシなどで更なる加入促進、利用促進を図る。

4 市税滞納削減アクションプランの経緯と現状

第1次となる市税滞納削減アクションプランから第3次市税滞納削減アクションプランまでの取組や結果を検証していく。

①アクションプラン策定の経緯

平成17年の合併に伴う累積滞納額の増加や、平成19年度の税源移譲による自主財源確保の必要性から、市税滞納額削減が緊急の課題であるとして、平成19年度に第1次となる市税滞納削減アクションプランを策定



市税滞納削減アクションプラン (H19~H21)

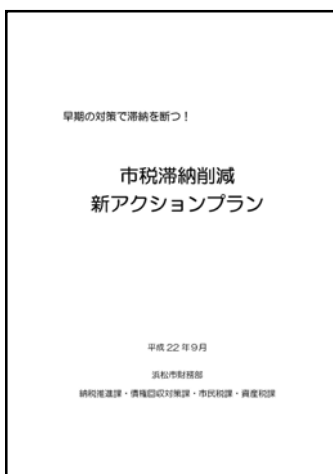
(主な取組)

- ・企業訪問による特別徴収事業所の増加対策
- ・スケジュール化の徹底による債権回収業務の迅速、効率化
- ・口座振替の普及、コンビニ納付、インターネット公売の拡大 など

| 項目 | H21 目標 | H21 実績 |
|--------|--------|---------|
| 現年分収入率 | 99.00% | 98.01% |
| 累積滞納額 | 60億円未満 | 81.72億円 |

(結果)

平成20年後半からの地域経済の低迷及び雇用環境悪化に伴う離職や収入減少の影響等により目標は達成できなかった。



市税滞納削減新アクションプラン (H22~H24)

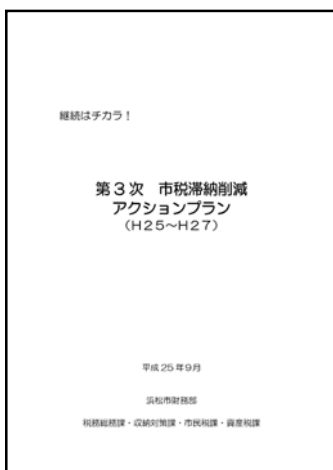
(主な取組)

- ・高額、徴収困難案件を扱う債権回収対策課の設置
- ・早期収納体制の確立
- ・電話・訪問催告における民間委託の推進 など

| 項目 | H24 目標 | H24 実績 |
|--------|--------|---------|
| 現年分収入率 | 98.50% | 98.85% |
| 累積滞納額 | 69億円未満 | 59.99億円 |

(結果)

特別徴収事業所の指定の徹底、システムティックな早期徴収対策の確立、民間委託の効率的な活用などにより過去最高の収入率を達成



第3次市税滞納削減アクションプラン (H25~H27)

(主な取組)

- ・現年分滞納整理の早期着手と強化
- ・差押えを中心とした滞納整理の徹底
- ・特別徴収事業所の指定の徹底 など

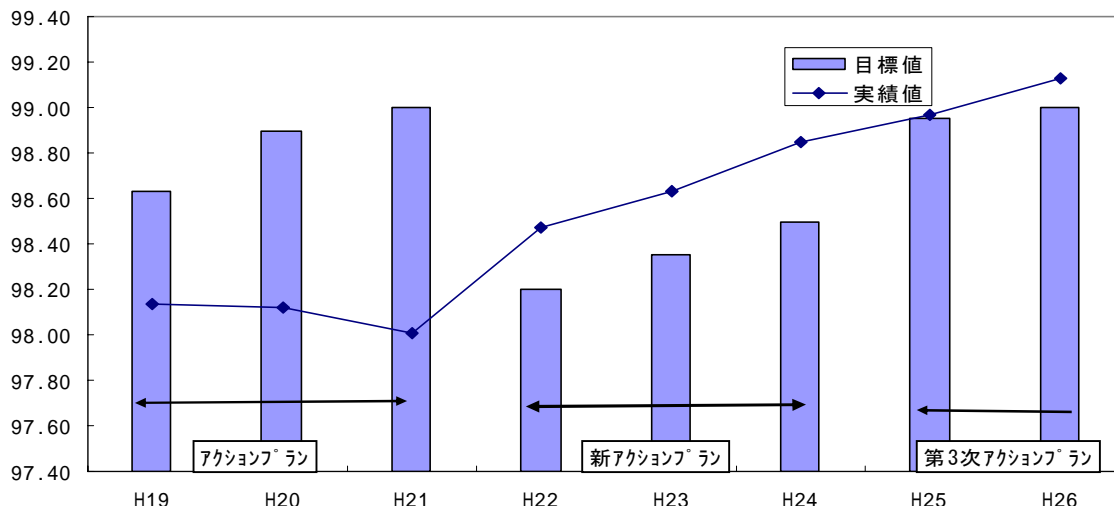
| 項目 | H27 目標 | H27 実績 |
|----------|--------|--------|
| 現年分収入率 | 99.05% | - |
| 滞納繰越分収入率 | 28.50% | - |

②目標の達成状況

➤ 現年課税分の達成状況

(単位：%)

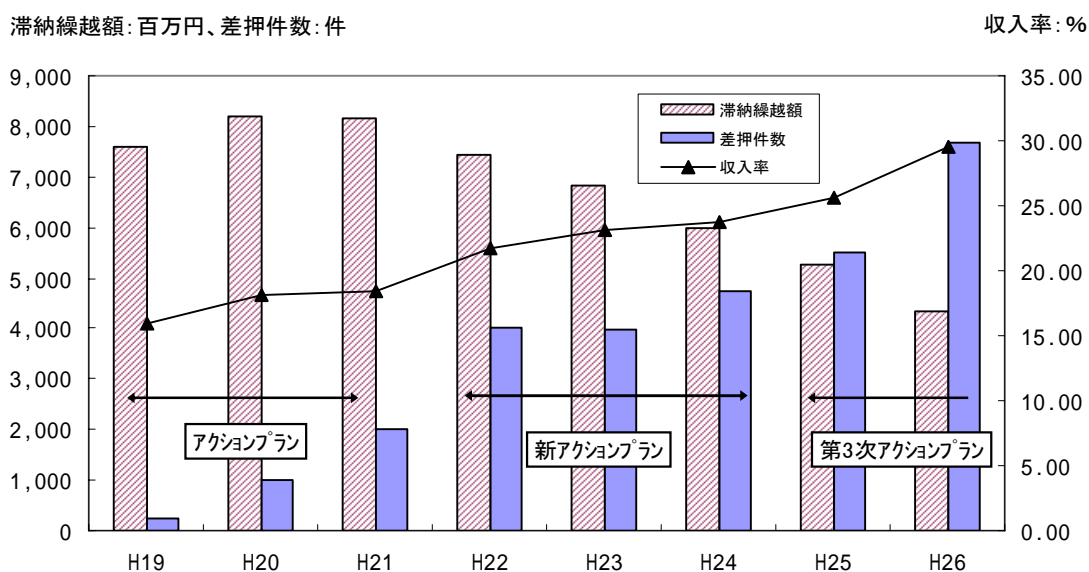
| 区 分 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 98.63 | 98.90 | 99.00 | 98.20 | 98.35 | 98.50 | 98.95 | 99.00 |
| 実績値 | 98.14 | 98.12 | 98.01 | 98.47 | 98.63 | 98.85 | 98.97 | 99.13 |



第1次アクションプランにおいては、平成20年後半のリーマンショックなど、経済情勢の影響により目標を達成することができなかった。平成22年度以降は、現年課税分収入率向上対策、早期滞納整理により目標を達成している。

➤ 滞納繰越分の推移

| 区 分 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 滞納繰越額(百万円) | 7,585 | 8,199 | 8,172 | 7,435 | 6,833 | 5,999 | 5,263 | 4,348 |
| 差押件数(件) | 241 | 1,019 | 2,009 | 4,004 | 3,986 | 4,721 | 5,514 | 7,662 |
| 滞納繰越分収入率(%) | 15.96 | 18.16 | 18.39 | 21.78 | 23.11 | 23.78 | 25.63 | 29.56 |



アクションプランに基づき、資力がある滞納者に対して、差押を中心とした滞納整理を推進し、大きな成果を挙げてきた。今後は生活困窮者など、一部の回収困難案件に対する取組が必要である。

アクションプランの現状と課題

▶ アクションプランの現状

アクションプランの策定と取組は、それまでの「訪問、お願い」の滞納整理から「呼び出し、処分」の滞納整理へ、大きな方向転換を示したものであり、同時に職員の大きな意識改革を行うものであった。

滞納処分中心の取組による滞納額の削減に加え、民間委託による電話催告、特別徴収事業所の拡大など早期徴収対策の取組により、平成 26 年度には現年課税分収入率が 99.13%と過去最高を記録するなど、アクションプランに基づく取組は着実に成果をあげている。

▶ 経済情勢が税収に及ぼす影響

アクションプランに基づく取組が、収入率向上、滞納額削減に大きな成果がある一方、第 1 次アクションプランの結果が示すとおり、経済情勢が市税収入に及ぼす影響は大きい。

平成 26 年度は高い収入率の法人市民税が好調であったことや、企業の設備投資の増による固定資産税（償却資産）の増加なども、収入率向上の大きな要因であったと考えられる。

他方、平成 27 年度は法人市民税の税率引き下げによる収入額の減や、個人市民税における給与所得者の減など、市税収入に及ぼすマイナスの要因も懸念される。

そのような中で、安定した収入率を維持するための取組を推進していく必要がある。

▶ 滞納額及び滞納者の削減

滞納処分を中心とした取組により、資力がある滞納者が減少する一方、生活困窮や病気等の理由により完納の見込みが立たない一部の滞納者の比率が増加している。

今後も滞納額を削減していくためには、このような回収困難案件についても、確実に減となるよう、早期に回収の見込みを判断し、滞納処分の執行停止も視野に入れた取組が必要である。

④今後の取組

▶ 税務組織全体としての取組

これまでのアクションプランは徴収部門中心の取組に重点をおき、大きな成果をあげてきた。今後、現状をさらに向上させていくためには、従来の取組をさらに一步推し進め、徴収部門のみならず税務組織全体としての取組が必要な段階となっている。

そのため課税、収納、徴収のそれぞれの担当からなるプロジェクトチームにより、他の先進都市の事例を収集、検証しながら新しいアクションプランの策定を進めていく。

▶ 新たな視点での取組

資力ある滞納者に対する毅然とした態度での滞納整理など、従来の取組を推し進める一方で、資力がなく「納税したくても払えない」滞納者などの立場に寄り添い、福祉、労政部門で実施している自立支援事業へ橋渡しすることで、滞納者の生活再建により自主納付を目指すなど、新たな視点での取組を、これまでの取組とあわせて推進していく必要がある。

Ⅲ 国と地方の取組

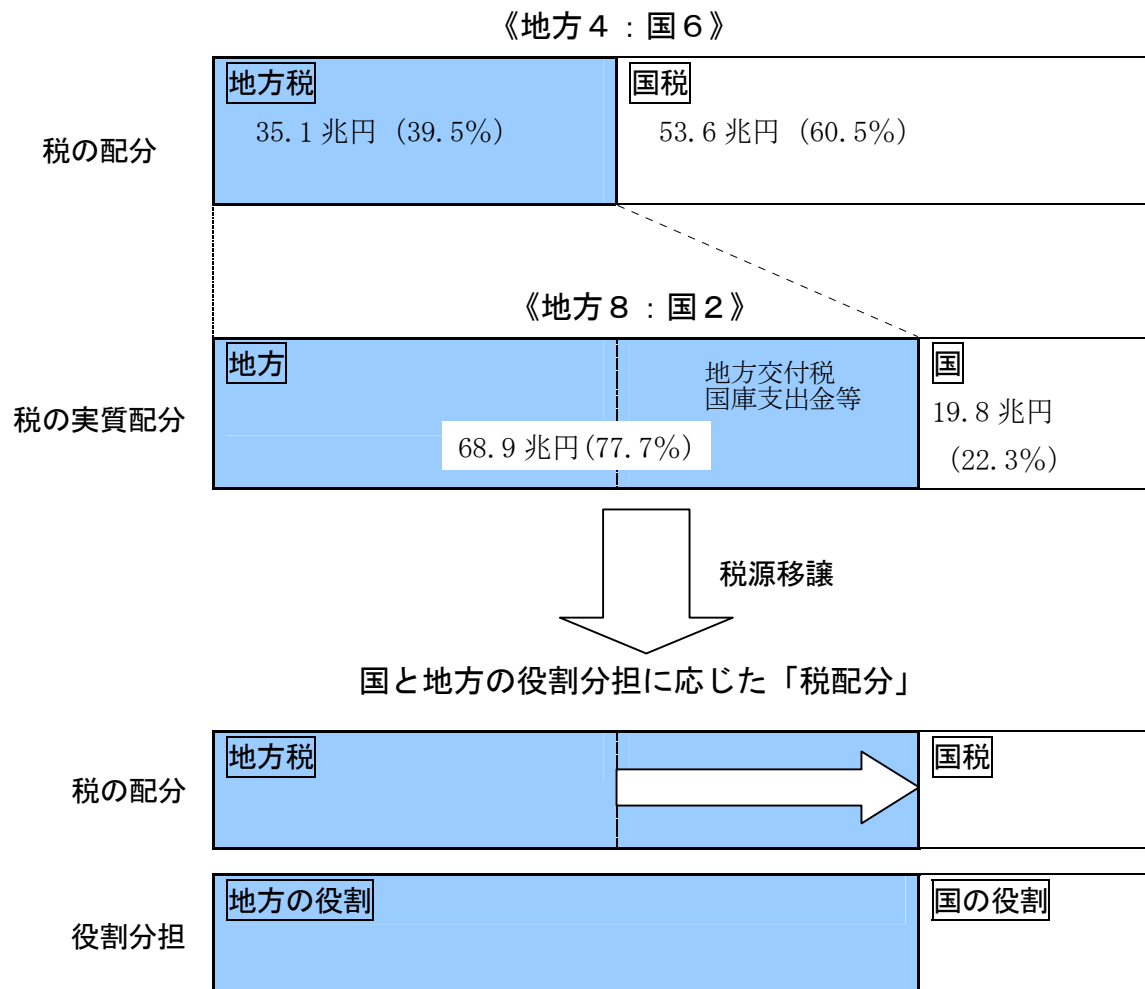
1 国と地方の税体系

平成 26 年度の国と地方の税配分は、地方が 35.1 兆円、国が 53.6 兆円となっている。

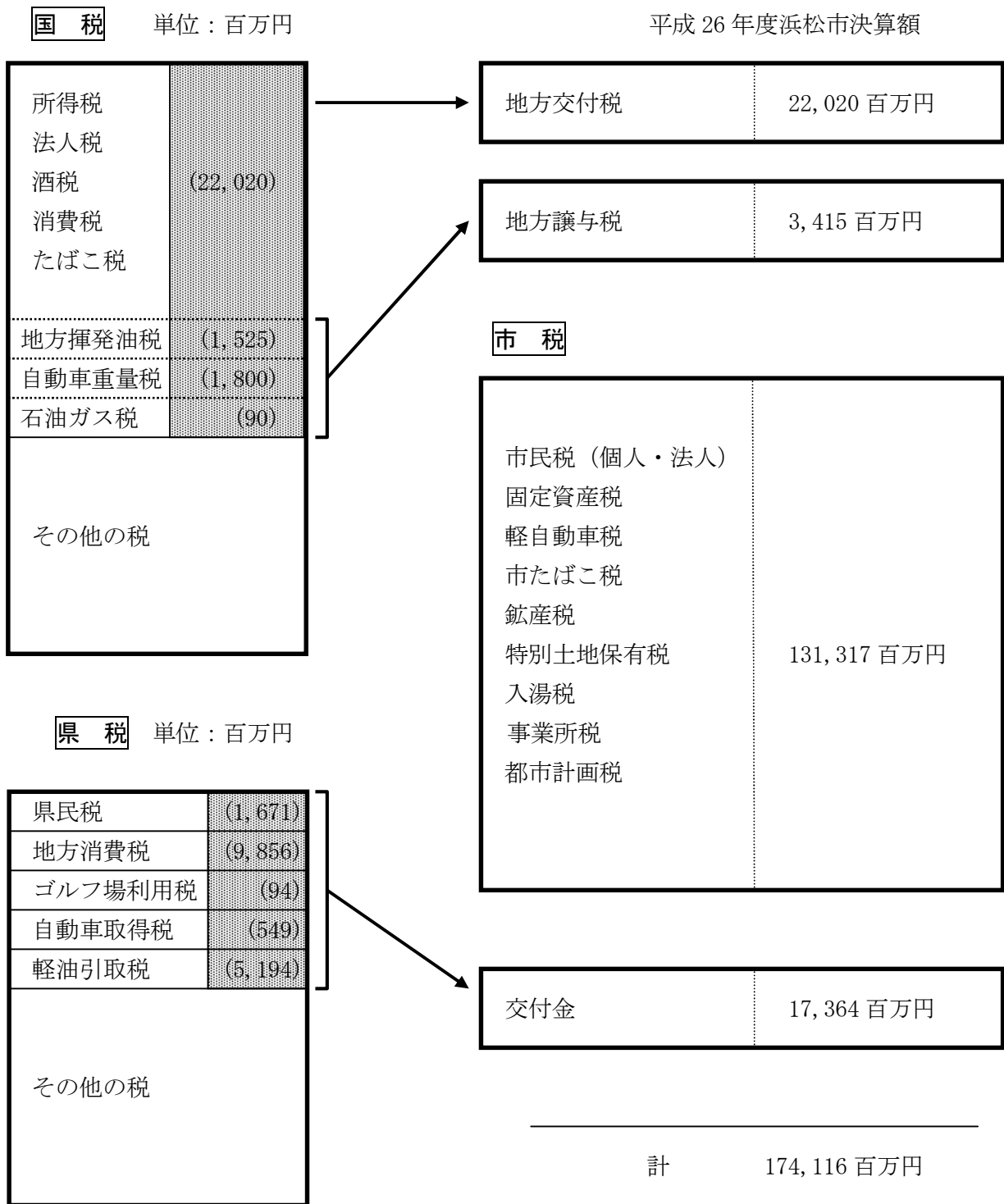
しかし、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などを国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分額は、地方 68.9 兆円、国 19.8 兆円となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国・地方における税の配分状況（平成 26 年度）



国税、県税、市税の関連図



平成 26 年度浜松市の決算額では、国税から地方交付税 22,020 百万円、地方譲与税 3,415 百万円、県税から交付金として 17,364 百万円となった。市税 131,317 百万円と合わせた決算額は、174,116 百万円となった。

2 地方の取組

(1) 静岡県内の取組

① 静岡地方税滞納整理機構

➤ 設立の趣旨

静岡県と県内全ての市町が協力し、地方税の徴収が難しい滞納を共同して専門的に処理するための広域連合として平成 20 年度に設立（浜松市から職員 2 名を派遣）

➤ 事業内容

滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案に係る滞納処分及び相談事務
 税務研修事業・・・構成団体の職員に対する徴収研修や課税研修の開催
 申告書の受付等・・・軽自動車税に係る申告書の受付、審査、保管等

➤ 徴収実績（平成 26 年 6 月 1 日～平成 27 年 5 月 31 日）

| | 浜松市 | 静岡県全体 |
|-------------|---------------|-----------------|
| 移管金額 (A) | 209,811,028 円 | 1,917,867,000 円 |
| 徴収金額 (B) | 65,426,822 円 | 834,691,000 円 |
| 収納率 (B)/(A) | 31.18% | 43.52% |

※「静岡県全体」は県財務事務所分を含む

➤ 効果額（浜松市分）

| 移管予告による効果 | | |
|----------------------|---------------|---|
| 催告対象金額（本税） | 315,023,000 円 | 295 件 |
| 納付金額（延滞金含む） | 18,022,000 円 | 完納件数 3 件、納付約束件数 66 件 |
| 移管による効果 | | |
| 機構徴収額(A) | 65,426,822 円 | 150 件（うち完納 17 件） |
| 経費(B) （機構への負担金支出） | 24,805,000 円 | 基本負担額（100,000 円） 処理件数割額（16,500,000 円） 徴収実績割額（8,205,000 円） |
| 返還額(C) | 3,226,800 円 | 負担金に対する執行残 |
| 効果額 (A)-(B)+(C) | 37,395,022 円 | |

② 静岡県個人住民税徴収対策本部会議

➤ 内容

「地域社会の会費」といわれる個人住民税（個人市民税・県民税）の収入率向上と滞納額の削減を図るため、静岡県、県内市町、静岡地方税滞納整理機構が一体となった取組を行う。

➤ 県内の実績

- ・平成 26 年度個人住民税の県全体収入率 93.3%（H25：92.2%、1.1ポイントの増）
 県内 35 全ての市町で収入率が上昇、平成 6 年度以降で最高値（浜松市：98.57%）
- ・平成 26 年度末収入未済額 221 億円（H23：358 億円、3 年間で△137 億円）

➤ 特別徴収義務者への対応

- ・県全体の「給与所得者に係る税額のうち特別徴収による税額の割合」91.5%（全国 4 位）

(2) 寄附金制度

① 条例指定寄附金制度

➤ 内容

地域に密着した民間公益活動や、わが国の寄附文化を一層促進する観点から個人住民税における寄附金税制を拡充するために平成 20 年 4 月 30 日の地方税法等の一部を改正する法律の施行により導入された。

条例で指定した法人や団体に対する寄附を行った場合、確定申告を行うことで、寄附金の一部限度額を、今の居住地の住民税などから控除できる仕組みである。

➤ 本市が条例指定した法人数（平成 27 年 3 月 31 日現在）

| | |
|-------------|-------|
| 社会福祉法人 | 66 法人 |
| 国公立大学法人 | 3 法人 |
| 私立学校法人 | 13 法人 |
| 公益財団法人 | 15 法人 |
| 認定 N P O 法人 | 4 法人 |

② ふるさと納税（寄附金）制度

➤ 内容

「ふるさと納税」制度は、自らを育ててくれた愛着のある故郷（ふるさと）に貢献したいという想いを実現するため、応援したい自治体に寄附をした場合、確定申告を行うことで、その寄附金の一部限度額を、今の居住地の住民税などから控除できる仕組みである。

※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設により、一定の条件を満たせば、平成 27 年 4 月 1 日以後に行う寄附について、寄附者の申請により、確定申告をしなくても寄附金税額控除の適用を受けることができることとなった。

➤ 平成 26 年度の実績

寄附件数・金額 1,806 件 31,488,760 円（H25：216 件 4,349,330 円）
市外在住者 1,687 件、市内在住者 119 件

➤ 本市の取組

- ・ふるさと納税制度に加え、浜松市や地元産品の魅力について、より多くの人に知っていただくため、ホームページや、パンフレット等を充実させるとともに、広報部門と連携し、市外の浜松市出身者等へ向けた情報発信の拡充を行う。
- ・商工会議所が認定した「やらまいかブランド」商品や、農業水産課の「食と農林漁業の新たな事業創出」事業を活用した事業者の参入など、お礼品の種類を拡大し、地元産品の P R を行う。
- ・クレジット納付、郵便振替の導入などにより寄附者の利便性向上を図る。

Ⅳ 浜松市の税の分析

1 統計からみた税の分析

(1) 全国的な比較からみた浜松市の特徴

[平成 26 年度決算税目別構成比の比較（現年課税分＋滞納繰越分）] （単位：百万円、％）

| | | 指定都市 平均収入額 | 構成比率 | 浜松市 収入額 | 構成比率 | 増減（ポイント） ②－① |
|-------|----|---------------|--------|------------|--------|-----------------|
| 市民税 | 個人 | 83,697 | 33.11 | 46,108 | 35.11 | 2.00 |
| | 法人 | 30,935 | 12.24 | 13,881 | 10.57 | 1.67 |
| 固定資産税 | | 98,589 | 39.01 | 52,046 | 39.63 | 0.62 |
| 軽自動車税 | | 1,272 | 0.50 | 1,615 | 1.23 | 0.73 |
| 市たばこ税 | | 10,594 | 4.19 | 5,185 | 3.95 | 0.24 |
| 事業所税 | | 7,728 | 3.06 | 5,039 | 3.84 | 0.78 |
| 都市計画税 | | 19,773 | 7.82 | 7,310 | 5.57 | 2.25 |
| その他の税 | | 171 | 0.07 | 133 | 0.10 | 0.03 |
| 計 | | 252,759 | 100.00 | 131,317 | 100.00 | |

※指定都市平均は、平成 26 年度の指定都市 20 市の平均
（市町村税の徴収実績第 6 表より）

- ・ 指定都市の平均と本市を比べてみると、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び事業所税の構成比が高く、法人市民税、都市計画税の構成が低くなっている。
- ・ 固定資産税の比率が高く、都市計画税の比率が低いのは、市域は広いが市街化区域の割合が少ないことを示している。
- ・ 軽自動車税は、構成比としては 1%程度であるが、指定都市における構成比と比較すると倍以上である。このことにより、本市が郊外型の都市であり、軽自動車が市民生活に欠かせないことがうかがえる。

[平成 26 年度決算税目別収入率の比較(現年課税分)]

(単位:百万円、%)

| | | 指定都市 平均収入額 | 収入率 | 浜松市 収入額 | 収入率 | 増減(ポイント) ②-① |
|-------|----|---------------|--------|------------|--------|-----------------|
| 市民税 | 個人 | 82,608 | 98.56 | 45,233 | 98.57 | 0.01 |
| | 法人 | 30,880 | 99.86 | 13,849 | 99.76 | 0.10 |
| 固定資産税 | | 97,799 | 99.19 | 51,536 | 99.31 | 0.12 |
| 軽自動車税 | | 1,250 | 97.54 | 1,591 | 98.32 | 0.78 |
| 市たばこ税 | | 10,594 | 100.00 | 5,185 | 100.00 | 0.00 |
| 事業所税 | | 7,716 | 99.83 | 5,011 | 99.87 | 0.04 |
| 都市計画税 | | 19,597 | 99.09 | 7,239 | 99.31 | 0.22 |
| その他の税 | | 160 | 98.55 | 128 | 99.38 | 0.83 |
| 計 | | 250,604 | 99.09 | 129,772 | 99.13 | 0.04 |
| 前年度実績 | | 250,735 | 98.97 | 125,452 | 98.97 | 0.00 |

※指定都市平均は、平成 26 年度の指定都市 20 市の平均
(市町村税の徴収実績第 6 表より)

- ・本市の現年課税分収入率は、法人市民税を除く全ての税目で指定都市平均を上回っており、全体としても指定都市平均を 0.04 ポイント上回っている。
- ・前年度実績との比較を見ると、指定都市全体の収入率も上昇しており、どの都市も現年課税分収入率の向上に重点をおいていることがうかがえる。

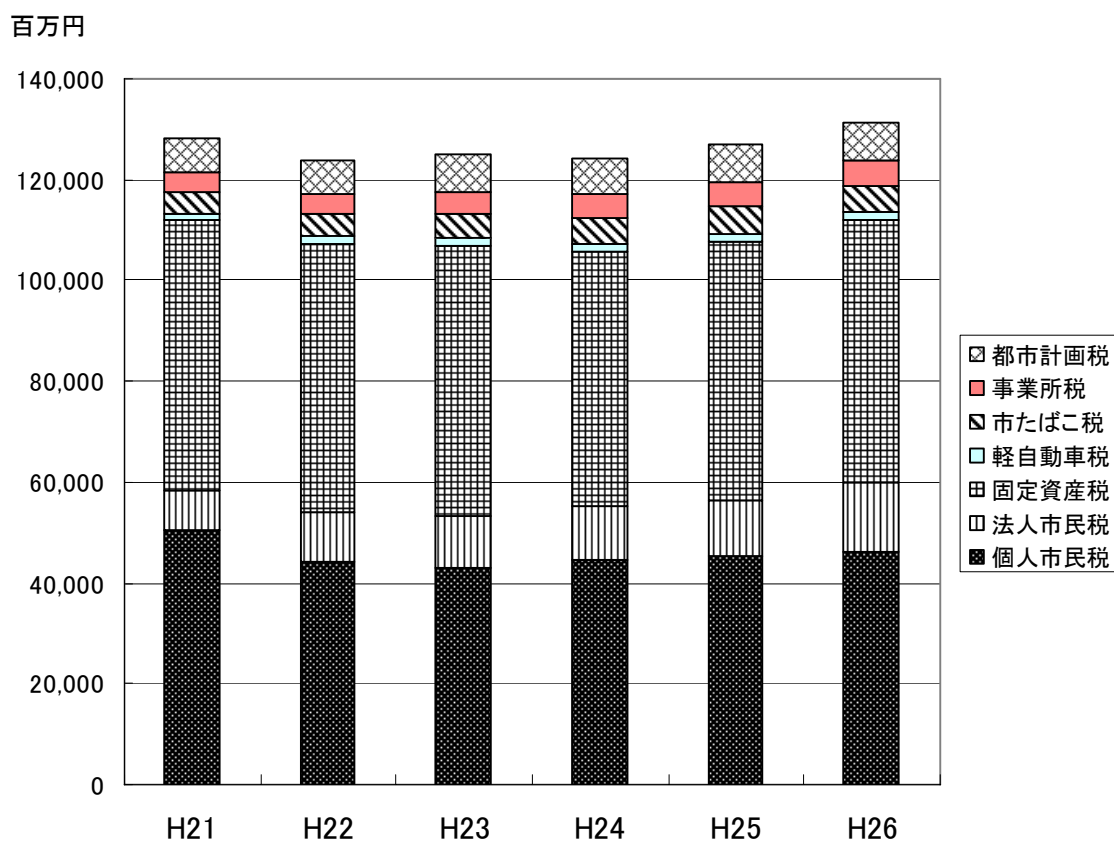
(2) 経年変化からみた平成 26 年度決算の特徴

税目別収入額の推移（現年課税分＋滞納繰越分）

（単位：百万円）

| | | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市民税 | 個人 | 50,301 | 44,003 | 43,040 | 44,691 | 45,513 | 46,108 |
| | 法人 | 8,243 | 10,116 | 10,272 | 10,483 | 11,000 | 13,881 |
| 固定資産税 | | 53,381 | 53,291 | 53,510 | 50,666 | 51,233 | 52,046 |
| 軽自動車税 | | 1,438 | 1,467 | 1,491 | 1,524 | 1,565 | 1,615 |
| 市たばこ税 | | 4,234 | 4,308 | 4,902 | 4,836 | 5,376 | 5,185 |
| 事業所税 | | 3,874 | 3,763 | 4,240 | 5,024 | 4,968 | 5,039 |
| 都市計画税 | | 6,574 | 6,700 | 7,482 | 7,147 | 7,202 | 7,310 |
| その他の税 | | 112 | 114 | 112 | 138 | 122 | 133 |
| 計 | | 128,157 | 123,762 | 125,049 | 124,509 | 126,979 | 131,317 |

税目別の推移



市税総額

税源移譲があった平成 19 年度の 137,428 百万円をピークとして、不況の影響などにより、平成 22 年度まで 3 年連続の減となっていた。

平成 23 年度は合併による都市計画税の不均一課税措置が終了したため、4 年ぶりに前年度を上回ったが、平成 24 年度は土地の地価下落、評価替えによる既存家屋の減価が影響し、前年度を下回った。

平成 25 年度は景気回復による個人・法人市民税の増、家屋の新增築による固定資産税の増や県たばこ税の一部移譲による市たばこ税の増などにより 2 年ぶりに増加し、平成 26 年度も、個人・法人市民税の増、家屋新增築の増による固定資産税の増により、対前年度比 4,338 百万円増の 131,317 百万円となり、2 年連続増となった。

個人市民税

リーマンショックの影響による個人所得の落ち込みにより、平成 22 年度から平成 23 年度まで減少を続けていたが、平成 24 年度には扶養控除の見直し（年少扶養控除廃止）などにより増加に転じ、平成 25 年度は特別徴収事業所の指定拡大による影響や、給与所得及び納税義務者の増加により対前年度比 822 百万円増の 45,513 百万円となった。

平成 26 年度には防災・減災のための臨時特例法に基づく均等割額の増や、給与所得控除額の上限見直し、引き続きの特別徴収事業所の拡大の影響により対前年度比 595 百万円増の 46,108 百万円となった。

法人市民税

リーマンショックの影響により、平成 20 年度の 16,240 百万円から平成 21 年度の 8,243 百万円まで落ち込んだが、平成 22 年度から景気が持ち直しに転じ、5 年連続増となった。

特に平成 26 年度は製造業の 2,127 百万円増をはじめ、多くの業種で増となり、対前年度比 2,881 百万円増の 13,881 百万円となった。

固定資産税

平成 21 年度、平成 22 年度と概ね同水準で推移していた。平成 23 年度は宅地分譲や大型分譲マンションなど家屋が好調であったため、53,510 百万円となったが、平成 24 年度は地価下落、3 年に一度の評価替えによる既存家屋の減価が大きく影響し減収となった。

平成 25 年度以降は引き続き地価下落があったものの、家屋の新增築の増や、償却資産の設備投資が増加したことにより増収となり、平成 26 年度は対前年度比 813 百万円増の 52,046 百万円となった。

軽自動車税

軽四輪乗用自動車の登録台数が毎年着実に増加しており、平成 26 年度には 1,615 百万円となった。

市たばこ税

健康志向の高まりによる喫煙者の減少により、売り渡し本数は年々減少している。

税額は平成 21 年度の 4,234 百万円まで減少したが、平成 22 年度に税率の引き上げによる増収、平成 25 年度に法人実行税率の引き上げに伴う県たばこ税の一部の市への移譲による増収を経て、平成 25 年度には 5,376 百万円となった。

平成 26 年度は、消費税引き上げの影響などにより対前年度比 191 百万円減の 5,185 百万円となった。

事業所税

平成 22 年度の 3,763 百万円まで大きな変動はなかったが、平成 23 年度、平成 24 年度は合併により新たに浜松市となった地域における課税免除が終了したことにより増加した。

平成 25 年度以降は大きな変動はなく、平成 26 年度は対前年度比 71 百万円増の 5,039 百万円となった。

都市計画税

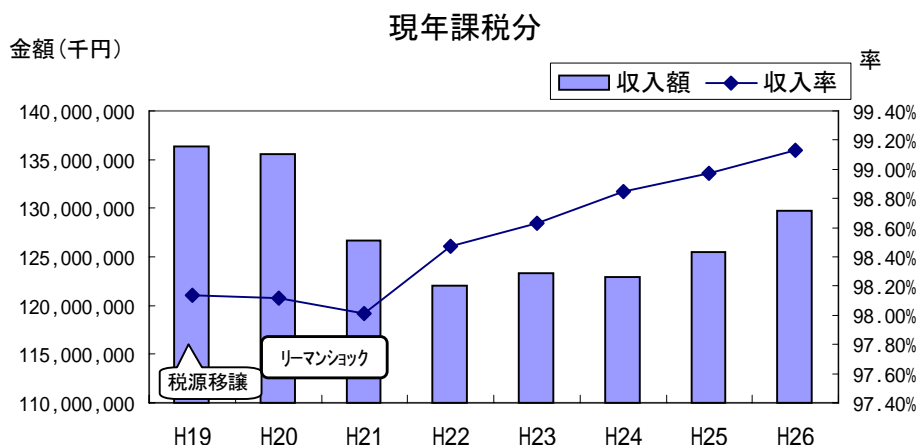
平成 18 年度以降毎年微増していたが、平成 23 年度は合併による不均一課税措置が終了し、市内全域の市街化区域における土地及び家屋に対する税率が一律 0.3%となったため、対前年度比 782 百万円増の 7,482 百万円となった。

平成 24 年度は地価下落、3 年に一度の評価替えによる既存家屋の減価が大きく影響し、減収となった。平成 25 年度は、家屋の新增築の増により増収となり、平成 26 年度には対前年度比 108 百万円増の 7,310 百万円となった。

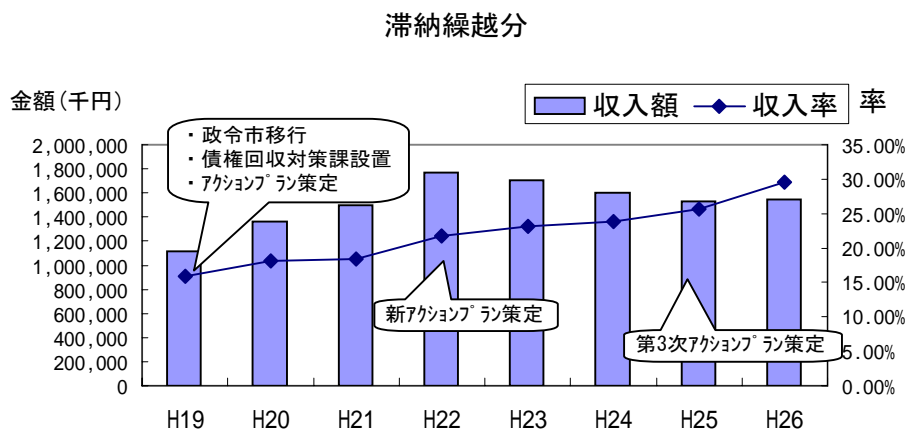
(3) 浜松市の市税収入率実績表

(単位：千円)

| 区分 年度 | 現年課税分 | | | 滞納繰越分 | | |
|----------|-------------|-------------|--------|-----------|-----------|--------|
| | 調定額 | 収入額 | 収入率 | 調定額 | 収入額 | 収入率 |
| H19 | 138,893,087 | 136,315,500 | 98.14% | 6,974,904 | 1,112,993 | 15.96% |
| H20 | 138,144,906 | 135,549,385 | 98.12% | 7,506,875 | 1,363,411 | 18.16% |
| H21 | 129,236,948 | 126,661,064 | 98.01% | 8,134,982 | 1,495,679 | 18.39% |
| H22 | 123,888,269 | 121,992,099 | 98.47% | 8,125,055 | 1,769,955 | 21.78% |
| H23 | 125,059,237 | 123,340,696 | 98.63% | 7,389,077 | 1,707,823 | 23.11% |
| H24 | 124,342,438 | 122,908,560 | 98.85% | 6,730,452 | 1,600,534 | 23.78% |
| H25 | 126,761,932 | 125,451,337 | 98.97% | 5,959,442 | 1,527,291 | 25.63% |
| H26 | 130,904,421 | 129,772,034 | 99.13% | 5,228,071 | 1,545,202 | 29.56% |
| H26全体 | 136,132,492 | 131,317,236 | 96.46% | | | |



現年課税分の収入率は、平成19年度からの税源移譲による個人住民税の税構造の変更や、世界的不況の影響により平成18年度の98.48%をピークとして大幅に低下したが、個人市民税における特別徴収事業所の指定の拡大や、「市税滞納削減アクションプラン」による早期かつ徹底した徴収対策により、年々上昇し、平成26年度決算においては、過去最高であった前年度をさらに0.16ポイント上回る99.13%となった。



滞納繰越分収入率については、15.96%と落ち込んだ平成19年度以降、早期の滞納整理の着手による新規滞納繰越額の圧縮や、差押を中心とした滞納整理などの対策により年々上昇し、平成26年度決算においては前年度を3.93ポイント上回る29.56%となった。

2 市民一人当たりの分析

(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係

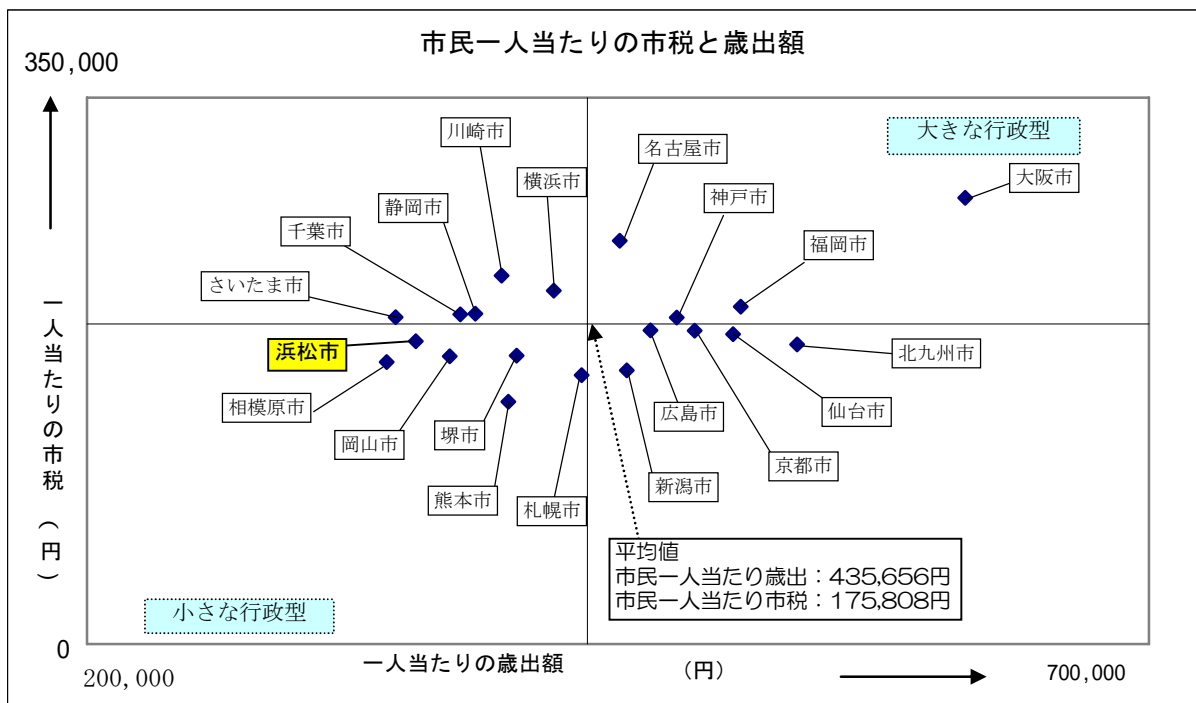
大きな行政型：市税も歳出も多い⇒**大阪市**、名古屋市など

：市税が多く歳出が少ない⇒**川崎市**、さいたま市など

小さな行政型：市税も歳出も少ない⇒**相模原市**、熊本市など

：市税が少なく歳出が多い⇒**新潟市**、北九州市など

- ・ 浜松市は、「小さな行政型」に分類され、一人当たりの市税は指定都市平均に近いものの、一人当たりの歳出額は指定都市の中でも少ない状況である。



※対象都市は、平成26年度の指定都市（20都市）

(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係

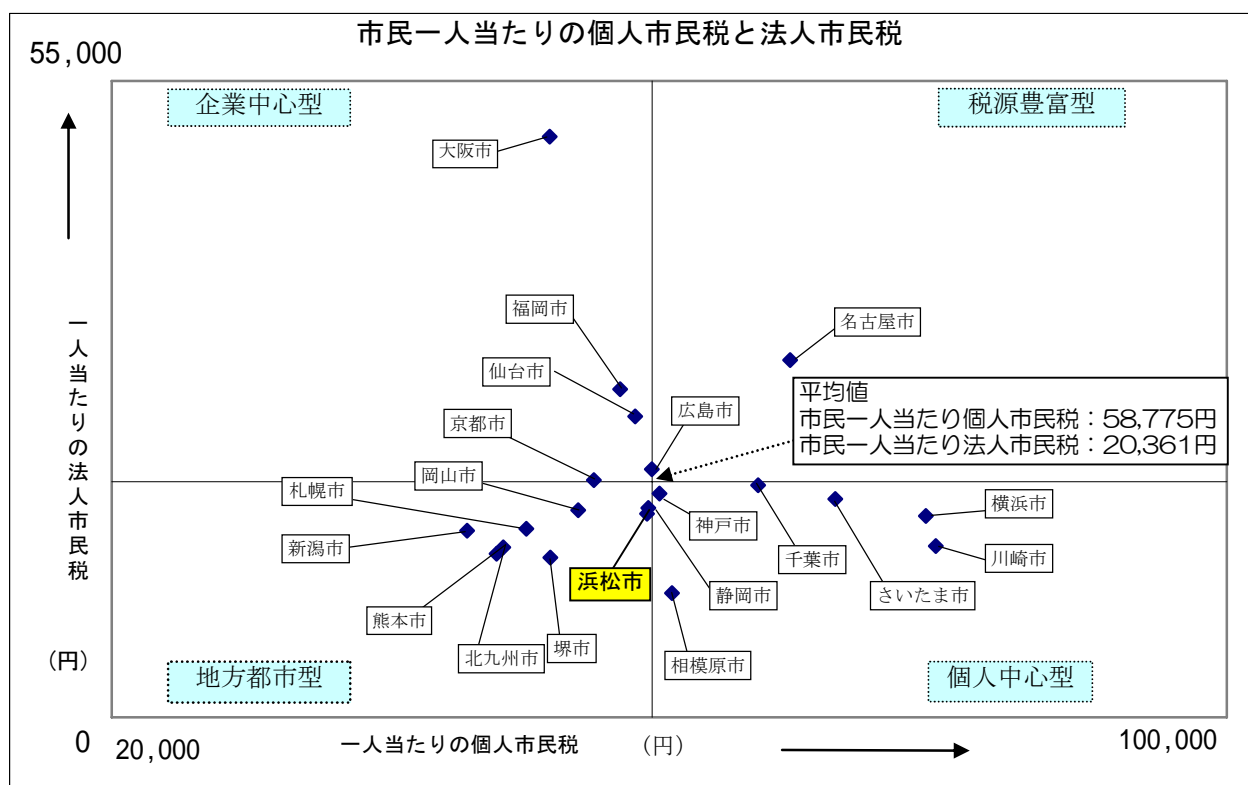
税源豊富型：法人市民税も個人市民税も多い⇒名古屋市、広島市

地方都市型：法人市民税も個人市民税も少ない⇒堺市、熊本市など

企業中心型：法人市民税が多く個人市民税が少ない⇒大阪市、福岡市など

個人中心型：法人市民税が少なく個人市民税が多い⇒川崎市、横浜市など

- ・ 浜松市は「地方都市型」に分類されるが、1人当たりの個人市民税は指定都市平均の平均値とほぼ同水準であることから、「地方都市型」と「個人中心型」の中間に位置する。



※対象都市は、平成26年度の指定都市（20都市）

静岡県浜松市中区元目町 120 番地の 1

浜松市 財務部 税務総務課

TEL :053-457-2141

FAX :050-3730-9578

E-mail :zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

HP :<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行年月：平成 27 年 9 月